

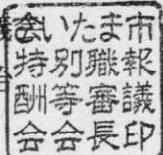
写

令和3年10月22日

さいたま市長 清水勇人様

さいたま市特別職報酬等審議会

会長 江口幸治



さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに

市長及び副市長の給料の額等について（報告）

令和3年10月20日に本審議会に対し意見を求められた、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、別紙のとおり報告します。



別紙

本審議会は、さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、市長からさいたま市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づく意見を求められました。

これを受けて本審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について委員相互の意見交換を行い、次のような意見が出されました。

【月例給の額及び特別給の支給月数について】

- 月例給については、一般職の改定状況等を踏まえると、据置きが妥当と考えざるを得ない。特別給については、コロナ禍の中で我慢を強いられている市民感情や飲食店に比べて手厚い補償の無かった中間業者の方々の状況、新型コロナウイルス感染症対策を行ってきた行政への不満等を考えると、引下げはやむを得ないと考える。
- 月例給については、他の政令指定都市との比較や、一般職の給与改定の状況との均衡という観点から、据え置くことが適当と考える。特別給については、国における指定職の改定状況等を踏まえると、引下げが適当と考える。
- 本審議会の報酬等の改定に関する基本的な考え方に基づけば、制度の安定性や継続性という観点から見直す必要は無いとの考えから、市人事委員会勧告に基づく一般職の改定状況等をベースに判断すると、月例給については据置き、特別給については引下げが妥当と考える。

- ・ 昨今の自然災害や、コロナ禍による自粛によって、経済状況はかなり厳しい状況にあると考える。しかし、民間と公務員との月例給の比較や一般職の給与改定を考慮すると、月例給については、据置きが妥当と考える。特別給については、一般職の特別給の減額勧告、民間での支給割合、国の指定職の改定状況を考慮し、改定の必要があると考える。
- ・ 一般職の改定状況等を踏まえると、月例給については、据置きが適当と考える。特別給については、政令指定都市の中では月例給を含む年間支給額が平均に近い水準にあるということであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という特別な事情の中での市民感情からすると多少の引下げもやむを得ないと考える。
- ・ 月例給については、コロナ禍の厳しい財政状況も考えると引下げも考えられるが、一般職の給料が据置きであることや政令指定都市の中で本市が中位にあること、市議会の本会議や委員会の開催日数が他市に比べて多いこと等を総合的に考えて、据え置くことが適當と考える。特別給については、コロナ禍の中で一層業務の遂行が厳しくなっていると推察するが、財政面で新型コロナウイルス感染症対応による財源不足も懸念されることもあり、国における改定を踏まえて、引下げはやむを得ないと考える。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応に関しては、市長を始め、大変な苦労をされていると思うが、新型コロナウイルス感染症対応に関しては官民関係なく全ての人が大変な思いをしているところである。その点を鑑みると、月例給については、据置きにしたいと考えるが、特別給については、ある程度引下げということを検討するべきと考える。
- ・ 社会全体が新型コロナウイルス感染症により、思ってもみないような打撃を受け、各企業においては大変厳しい状況が生まれているというのは間違いない。そのような厳しい状況にありながらも、一般職の給料は民間と差がないという市人事委員会勧告に基づく一般職の改定状況を踏まえると、月例給については据置きが適当と考える。特別給については、国の人事院勧告の中で引下げという勧告がなされていることもあり、引下げが適当と考える。

本審議会といたしましては、これらの意見を踏まえて慎重に検討を行った結果、現行の市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等のうち、月例給については『据え置くことが適當』、特別給（期末手当）については『引下げの改定を行うべき』との結論に達しました。